

洞爺湖町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 洞爺湖町（以下「町」という。）におけるゼロカーボンシティの実現に向け、町民及び事業者等と連携しつつ、地域に根ざした再生可能エネルギー事業を推進することを目的とした洞爺湖町再生可能エネルギー導入目標及び町の課題や目指すべき方向性を明らかにするために必要な調査や分析、基本的な方針、講ずべき施策の基本方向や地域特性等を定めた洞爺湖町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定するため、洞爺湖町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

(1) 再生可能エネルギー導入目標

- ア 再生可能エネルギー導入の現状や課題に関する事項
- イ 温室効果ガス排出量の推計に関する事項
- ウ 再生可能エネルギー導入量の推計に関する事項
- エ エネルギー地産地消及び地域循環共生圏を見据えた脱炭素型事業モデルに関する事項
- オ ゼロカーボンシティ実現までのロードマップに関する事項
- カ その他再生可能エネルギー導入目標等の設定に関し必要な事項

(2) 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

- ア 基本的事項の整理及びその結果の報告に関する事項
- イ 温室効果ガス排出量の現況推計及び将来推計に関する事項
- ウ 削減目標設定に関する事項
- エ 計画立案、推進、評価等に関する事項
- オ その他地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に関し必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、町内の公共団体、産業経済団体等の役職員及び学識経験者等の21人以内をもって組織する。

2 委員は、前項の者のうちから町長が委嘱する。

3 委員の任期は3年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 町長は、特別の事由があるときは、任期中であっても委員を解職することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員のほかに関係者に対し、会議の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き又は資料の提出および協力を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局をゼロカーボン事務所管課に置き、計画の推進に関する庶務を行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 この要綱による最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。